

○草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例

令和2年6月29日

条例第22号

改正 令和2年12月21日条例第40号

(設置)

第1条 草津市立市民総合交流センターを利用する者その他市民の利便に資するために、草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称および位置)

第2条 駐車場の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場

位置 草津市大路二丁目1番36号

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、駐車場の管理に関する次の業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、規則で定める。

(駐車できる車両)

第5条 駐車場に駐車することができる車両は、自転車駐車場については、自転車、バイク（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）および二輪自動車（バイクを除く二輪自動車をいう。以下同じ。）（以下「自転車等」という。）とし、自動車駐車場については、道路運送車両法第3条に定める普通自動車、小型自動車および軽自動車のうちバイクおよび二輪自動車以外のもの（以下「自動車」という。）とする。ただし、自動車の大きさについては、別に規則で定める範囲を超えないものとする。

(駐車料金)

第6条 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

(料金の徴収等)

第7条 自転車等および自動車の料金は、自転車等および自動車を駐車場から出庫させる時に徴収するものとする。ただし、別表備考2に規定する特別利用駐車による料金の徴収については、市長が別に定める。

2 既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(料金の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは料金を減額し、または免除することができる。

(割増金)

第9条 市長は、不法に第6条の規定による料金の納付を免れた者から、その額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(使用の制限、駐車拒否)

第10条 市長または指定管理者（以下「市長等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を制限し、または駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない車両を駐車しようとするとき。
- (2) 発火性、引火性または爆発性の物品を積載しているとき。
- (3) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (4) 駐車場施設およびその付属設備等をき損するおそれがあると認められるとき。
- (5) 係員の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(禁止行為等)

第11条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場施設およびその付属設備等または他の車両を汚損またはき損すること。
- (3) 火気を使用し、騒音を発し、またはごみその他の汚物を捨てること。

(4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為を  
すること。

(供用の休止)

第12条 市長等は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。

(違反措置等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

(1) 係員の指示に従わないとき。

(2) この条例に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

3 前2項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は賠償の責を負わない。

(損害賠償)

第14条 駐車場施設およびその付属設備等をき損し、または滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を免除することができる。

(事故等の免責)

第15条 天災、火災、盗難または駐車場内の事故等により、駐車場における使用者および第三者がこうむった損害に対しては、市はその責を負わない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手続きその他指定管理者に管理業務を行わせるための準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

付 則（令和2年12月21日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

自転車駐車場

車両区分	料金
自転車	4時間を超える場合について、駐車開始から24時間までごとに 200円
バイクおよび二輪自動車	4時間を超える場合について、駐車開始から24時間までごとに 400円

自動車駐車場

区分	料金
普通駐車	30分 100円
夜間駐車	午後10時から翌日午前8時まで 1時間 100円

備考

- 1 普通駐車および夜間駐車に係る料金の合計額が2,400円を超える場合は、24時間当たりの限度額を2,400円とする。
- 2 特別利用駐車に係る料金は、24時間当たりの限度額を2,400円として、市長が別に定める額とする。